真駒内滝野霊園拡張事業環境影響評価方法書に係る市長の意見

1 全般的な事項

- (1) 方法書及び見解書に記載した事項については,適切に環境影響評価を実施し,環境保全についての適正な配慮が行なわれるよう,事業計画へ反映させること。
- (2) 環境影響評価準備書の作成にあたっては,施設や施工計画等について可能な限り具体的な記述を行い,調査,予測及び評価の項目や手法が事業特性や地域特性に照らして合理的であることを明確にすること。
- (3) 環境影響調査に伴い貴重な生物種が見いだされた場合は,必要に応じて,十分かつ適切な調査を行なうこと。また,市民意見には十分配意し,調査,予測及び評価を行なうこと。

2 生活環境に関する事項

- (1) 道路交通騒音・振動の現地調査は,国道453号線と道道真駒内御料札幌線の分岐点 (芸術の森付近)で調査することとなっているが,この分岐により通行車両数が変化 し,国道と道道とでは騒音・振動に差異がでることが予測される。したがって,こ のことが把握できる調査方法とすること。(方法書p.128,135)
- (3) 自動車交通騒音は,「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」により「造成工事に伴い発生する伐採樹木の搬出のため,車両の走行がある」としているが,その他の事業特性として「造成工事に係る重機類の運搬」についても考慮すること。 (方法書p.128)